

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和7年度第2回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和7年7月10日（木）午後2時から午後4時50分まで
開催場所	市役所7階 第2・3委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：岩崎会長、村平委員、内田委員、河合委員、中山委員、 大矢委員、岡本委員、芹澤委員、大野委員、木村委員 欠席委員：なし 事業担当課：小崎秘書人事課長、林統括主査、佐久間こども家庭課長 事務局：中村総務部長、井手上企画財政課長、宇佐見主幹、早川主任、 伊藤市民協働部長、竹井協働安全課長、須藤統括主査、 犬飼主任、植手主任
会議の議題	岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の会長（職務代理者）の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	・行政評価委員会での検証事項に係る対応箇所について
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	議事録作成者 植手

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

資料「行政評価委員会での検証事項に係る対応箇所について」に基づき、宇佐見主幹より説明。

会 長：行政評価委員会による検証は、行政が実施したことについて行政評価する。例えばこの審議会で検証した第 20 条の公益的通報について、公益的通報が無かったからよかったのか、何らかの体制不備がある可能性があるのかを深掘りすべきなのか、検証しづらいところである。

委 員：懸念していることは、行政評価の評価指針や評価方法が、自治基本条例の本来のニュアンスと一致しているかということである。似通ってはいるが方向性が違う可能性もあり、その点を確認しなければ検証したことにならない。資料内容を確認する。

事務局より第 1 回審議会での発言訂正。

事務局：第 1 回審議会での「市民登録制度の中に外国にルーツをもつ方の登録は何名いるのか」という質問の回答について「外国にルーツをもっている可能性のある人の登録も数人ある」と訂正する。

（1）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

【資料 4】、【資料 4-1-1～資料 4-2-2】に基づき、須藤統括主査より説明。

会 長：総合計画の中間見直しを実施するにあたり、市民公聴会や市民討議会は予定しているか。

事務局：中間見直しでは、パブリックコメントの実施を予定している。

会 長：令和 7 年度に実施予定の市民参加手続きの一覧は公表しているのか。

事務局：前年度の実施状況と今年度の実施予定については、年度当初に広報紙及びホームページに掲載している。各審議会等の開催日時についても、審議会等ごとにホームページで案内している。

委 員：政策提案制度の提案件数が減少しているが、市の周知が足りないというよりは市民の意識が低下してきているという状況か。もしそうであるなら別のアプローチを考える必要があるのではないか。

事務局：制度開始当初と比べて制度の認知度は上がってきていると考える。年に 1 回は広報紙でも周知しているが、制度開始から 10 年近く経過し、制度に対する意識の醸成が薄れてきている可能性はある。

委 員：この審議会の内容を議事録にしてホームページに掲載してはどうか。

会 長：議事録はホームページに掲載しているが、関心を持ってもらわなければ見てももらえない。目立つためのパフォーマンスも難しい。市民参加を喚起させる案はあるか。

委員：例えば、この審議会を討論会のようなイベントとして開催してはどうか。

会長：この審議会の役割は、自治基本条例と市民参加条例の年度ごとの検証であるため、まずはその検証をしたうえで検証結果を市民に伝え、市民と一緒に議論する場があってもよい。そして、それが公聴会への参加や政策提案制度の活用などの行動につながればよいがハードルは高い。

委員：有名人に来てもらうことや、何かモノで参加を呼びかけるという方法は本質から外れるか。

会長：参加はモノで呼びかけることではないと考えている。市民の自発性を大切にしたい参加が理想であり、強制もしたくない。過去に自治基本条例シンポジウムを開催した際には多くの参加者が集まった。

委員：市民の志を再燃させるような工夫が必要である。

会長：手段があっても使われなければ意味がないので、もっと市政に対する関心を持ってほしいが、その方法については悩むところである。

委員：過年度のアンケートや意見交換の実績について、実施回数と返送数・参加者数が比例しない理由は何か。

事務局：年度ごとの実績を足し算した数値であり、市民の関心によるところが大きい。

会長：テーマによると言わざるを得ない。

委員：アンケート返送数の記載はあるが、送付数はどのようなか。

会長：記載が不十分であるので、各アンケートの回答率の平均などを記載した方がよい。

委員：関心が高い議題は何か。

事務局：基本計画策定等のためのアンケートが多く、議題というより市として計画する必要がある分野のアンケートである。

会長：総合計画の見直しに関するアンケートは関心が高かったのではないか。

事務局：インターネットによる回答も取り入れたので幅広い年代から回答があった。

会長：選択肢があるということを周知することは重要なことである。そのためには、広報紙やホームページでアンケートやパブリックコメント等の実施時期の一覧表を年度当初に周知する必要がある。総合計画策定時は、イベントのような仕立てを検討する必要もある。

岩倉市では市民討議会や市民委員登録制度など独自に様々な市民参加の制度を設けているが、市民が十分に知らないのが現状である。まずは周知を続けることが大切である。

委員：政策提案制度の提案件数が近年0件であるが、周知は行っているのか。

事務局：過去の提案内容の紹介も含め広報紙で毎年周知は行っている。

委員：政策提案制度を活用する前にしっかり話を聞いてもらえるため、制度を知らないわけではないが、制度の活用には至っていないということもあるのではないか。

事務局：市民の声などにより担当課に意見を届けることで、かたちになることもあると考える。

委員：市民が関心を示さないのは、忙し過ぎて自分を見つめ直す時間が足りないこともひとつの要因ではないか。自分を見つめ直し、それから周りのことを見られるように段階を踏んではどうか。例えばアートを活用することで自分を見つめ直すことができるのでは。

委員：政策提案制度の説明会を開催することで、人が集まり話せる場所があってもよい。

会長：政策提案制度の場合、例えば学校教育の総合学習の時間などで取り上げてもらうという方法もあり得る。何らかのかたちで制度を周知し、それが他の制度を知るきっかけにつながるとよい。

委員：市内で芸術祭の開催を個人的に構想している。これまで市政運営に興味はあったが知らないことがたくさんあったので、オフィシャルではない場で周知することも市政に関心を持つきっかけにつながり得る。

会長：民間の立場で分かりやすく知らせるという方法もある。

市民参加について、やや形骸化が進んでいるようにも見受けられるが、市としてはこれからも周知をするべきであり、行政主導に加え民間を交えた周知方法も取り入れる必要がある。また、学校教育の中で政策提案制度に取り組んでもらうということがあってもよい。

【資料7-1】に基づき、小崎秘書人事課長より説明

会長：広報モニターが作成した広報記事や写真の著作権はどうなるのか。

事業担当課：市のものとなる。

会長：今後は広報・市政eモニターと一緒に広報を作成するということか。

事業担当課：広報紙に掲載した記事への意見など、まずはアンケートから始めている。

委員：広報モニターの3人は同じ方であったのか。

事業担当課：写真の得意な人が継続して提供してくださるなど、継続している方が多かった。

委員：広報モニターの仕組みは、市民の意識を高めることができるとてもいい活動である。広報モニターの3人が教える側になることで輪を広げ、新しい記者がうまれるという取り組みがあってもよい。

会長：広報モニターの3人は、継続して広報・市政eモニターになるのか。

事業担当課：広報・市政eモニターは30人の枠に60人以上の応募があり抽選とした。

会長：広報・市政eモニターも広報紙の記事を作成するようになるのか。

事業担当課：今のところなく、アンケート形式で意見をいただいている。

広報モニターの3人は年齢も偏っており、また、平日市役所に来ていただける方はかなり限定されてしまうことから、様々な年齢や職種の方から広く意見を取り入れられるよう広報モニターから広報・市政eモニターにした。

委員：広報モニターとして写真を提供していただいていた方から、今後は写真の提供をいただかないのか。

事業担当課：いわフォトというコーナーが広報紙にあるので、そこに投稿していただくことができる。

委 員：いわフォトは少し性質が違うのではないか。

事業担当課：地域のイベントを撮っていただくなど共通の部分はある。広報モニターから提供いただいた写真をいわフォトに掲載したこともあり、これまでの活動の延長となり得る。

委 員：イベントの写真を掲載する際は、掲載してほしい人もいない人もいるかもしれないのでフォローが必要である。

事業担当課：写真を提供していただく時に直接話ができるので、その際に確認する。

委 員：広報モニターとして長年活動し、市民活動を広報紙で紹介する記事などを作成する機会もあった。

広報モニターは年齢層が高く、SNS や QR コードなどのデジタル化の話になると否定的な意見もあったので、若い世代も含めた幅広い意見を集められる広報・市政 e モニターの方が適切である。

会 長：市民活動支援センターが発行しているものもあるか。

委 員：市民活動支援センターではかわらばんを発行しているが、発行部数などの違いもあり、広報紙は全戸に配付されるという点が大きい。

会 長：市民活動支援センターが独自で発行しているものもあるが、中々市民に伝わっていない。全てを広報紙に載せればよいということでもなく難しいが、何らかの形で市民に市民活動支援センターの存在や、市民活動を知らせることは協働の前提になる。

事業担当課：市民活動に関することは、広報紙の協働のまちづくりコーナーに掲載している。

会 長：広報・市政 e モニターは始めたばかりでありアンケートが中心であるが、市民の生活の場での活動に関する記事の掲載や、生活の場で撮った写真が掲載されるという仕組みにつながるとよい。

広報モニターは謝礼無しでよかったのか。

委 員：広報モニターはプロではないので謝礼があると責任を感じる。内容に自由度もあり謝礼は無くてよかった。

委 員：広報・市政 e モニターのアンケートは、はい・いいえだけではない回答方法により、まちの小さな発見につながるようになるとよい。

事業担当課：はい・いいえだけにならないような設問にしている。また、いただいた意見の一部は広報紙に掲載している。

会 長：広報・市政 e モニターという新しい取り組みに期待する。これまでの広報モニターのような市民参加の広報紙づくりに関してはこれからも継承してほしい。

【資料 7-2】、【資料 8-1】に基づき、佐久間こども家庭課長より説明

委 員：協働相手を NPO 法人はんどいんはんどとした理由は何か。どこで預かり事業を実施しているのか。延べ利用者数実績約 100 人に対し事業費実績約 430 万円というコストをどのように考えているか。

事業担当課：市では病後児保育事業を市内クリニックに委託して実施していたが、市内のニーズを賄いきれなかった。NPO 法人はんどいんはんどは、子育て家庭を支援す

る目的で発足した NPO 団体であり、病後児保育のノウハウもあったため事業委託することとした。

場所は本町地内で実施している。

病後児保育はいつ利用があるか分からないことや申し込み後のキャンセルもあるという状況であるが、常に受け入れ態勢を確保するためには必要なコストであると考えている。

委員：事業の利用は、月額制で月 1 回までは 3,000 円、2 回目から 1 時間約 1,200 円必要であると認識している。延べ利用者数実績が 96 人であるのは利用料の関係もあるのではないかと。また、96 人の利用であるならば、例えば、委託費を 100 万円程上乗せし、キャンセル料は徴収するが利用料は徴収しないという仕組みも検討してはどうか。

事業担当：その料金設定は、NPO 法人はんどいんはんどが実施している病児保育のためのベビーシッター派遣に要する費用である。市が委託している事業の利用料は、3 歳未満が 1 日 1,800 円、満 3 歳が 1 日 800 円、満 4 歳以上は 1 日 700 円である。

会長：クリニックで病室を確保するためには、より多くの費用が必要となるので、この事業は親が安心して利用できる内容である。

委員：延べ利用者数実績が 96 人である理由として考えられることは何か。

委員：子どもが病気の時も働く環境を整備するものではなく、できれば自宅で保育することが大前提だが休むことができない緊急の場合の利用を想定しており、利用者数が多ければよいというものではない。

過去に市内クリニックでの病児保育を利用した際、預ける前と帰りに診察を受けることが条件であったが、この事業の利用条件はどのようなか。

事業担当：預かる側として安全に保育する責任があるので、利用申請書とともに病後児保育室に預けてもよいという医師の意見書を提出することが条件である。

会長：事業のより一層の周知により延べ利用者数実績は増えるのだろうか。

事業担当：本来目指すところはお子様が病気の時には休めるという社会であり、この事業の利用者数や事業費についてはジレンマもある。

委員：別の仕組みとして休んだ時の経済的保障などがあればよい。

会長：会社側も休める体制を整えることが必要である。

委員：事業の概要に「病気の回復期にあり」と記載があるが、預かりは治りかけに限るのか。また、その後、例えば母親にうつってしまった場合にも預かりは可能なのか。

事業担当：回復期の明確な線引きは難しく、医師の判断による。

委員：子どもは自分でみたいので、事業の延べ利用者数は大きくは増えないと私は思う。

委員：人材の確保も課題であるとのことだが、看護師など資格を持った方が保育しているのか？

事業担当：基本的には保育士であり、県が主催する子育て支援の研修を受講した者もいる。

会 長：人材が十分であるとは必ずしも言えないので、潜在保育士のキャリアを生かしていただけないか常々思う。

事業費実績約 430 万円が多いか少ないかということについてはこれ以上議論しないが、この事業が岩倉市で子育てをするにあたり特に重要な事業であるということをこの審議会で認識した。

【資料 7-3】に基づき、佐久間こども家庭課長より説明

委 員：ホームスタート事業に関するチラシ用の漫画を作成し、NPO 法人はんどいんはんどのホームページにも掲載したので、今後利用が増える考える。

会 長：ホームスタート事業に従事する方は、ボランティアであるがそれでよいのか？

事業担当：行政が介入し過ぎることで利用制限や数値目標の設定等が必要になるが、現在はボランティアの善意で成り立っている。ホームスタート事業に従事する方が苦しくならないよう配慮するとともに、ニーズに応えるためにはボランティアの数を増やす必要があるため、市としては従事するボランティアを育成するために必要となる経費を支援している。

委 員：研修は 2 週間も行うのか。

事業担当：1 日研修が 2 週間あり、市内の保育施設の見学や市の子育て支援について学ぶ時間などがある。

委 員：ただ単にホームビジターがいるというだけでなく、研修が充実していることはとてもよい。

会 長：事故に備えボランティア保険などには加入しているのか。

事業担当：ホームスタート事業を開始するためには、ホームスタートジャパンの認定を受ける必要がある。NPO 法人はんどいんはんども認定を受けており、その過程で保険対応している。

委 員：対象は子どもが幼稚園・保育園にあがるまでか。

事業担当：未就学児のいる家庭を対象としていたが、令和 6 年度からは小学校 3 年生までが対象である。

委 員：民生委員・児童委員として行う赤ちゃん訪問では、継続してその家庭から相談を受けることはあまりない。近所ではなく、自分で情報を探して申し込むという方法の方がよいのかもしれないと感じた。

会 長：民生委員・児童委員と、この事業におけるボランティアとの関係はどのようなか。

事業担当：兼ねていただくことは可能であり、実際何かと兼ねて登録されている方が多い。民生委員・児童委員と異なり通年で何かを依頼しているものではなく、ご自身ができる範囲での活動である。

会 長：子育て支援に関する施策を一覧にして PR できるとよい。

ニーズがあれば市外の方も利用できるという点は、NPO 法人が実施する特質であり、研修を受講したうえで無償のボランティアという点は頭が下がるが、従事するボランティアを育成するために必要となる経費を市が支援するという方法はよい。

委 員：有償であると重圧に感じることもあるので、ボランティアの活動自体を市が周知することで活動がしやすくなるよう注力してはどうか。

会 長：従事するボランティアを育成するために必要となる経費を支援するという方法は、協働の事業として非常に評価できる。

【資料 7-4】に基づき、佐久間こども家庭課長より説明

会 長：援助会員はボランティアではなく有償か。

事業担当課：利用料金は 1 時間 700 円であり、依頼会員が援助会員に支払う。

会 長：シルバー人材センターへの依頼と、ファミリー・サポート・センターへの依頼の違いは何か。

委 員：シルバー人材センターは依頼項目に無いのではないか。

会 長：例えば、シルバー人材センターの中にファミリーサポート部門があってもよいし、シルバー人材センターは人材が豊富であり、有償であるならば同じようなことができるのではないか。

事業担当課：シルバー人材センターに登録されている方がファミリー・サポート事業の援助会員に登録することはできる。

会 長：実利用人数 28 人に対し延べ利用人数 448 人ということは、特定の人が利用しているということか。

事業担当課：はい。例えば年間を通して特定の曜日に利用する方もいる。

委 員：援助会員のレベルアップを目的とした取り組みはあるか。

事業担当課：援助会員も依頼会員も会員登録する際に指導保育士から 1 時間程度の講習を受ける。また、救命講習会の開催や援助会員と依頼会員の交流会を開催している。

委 員：ホームスタート事業とファミリー・サポート事業は、外国籍の方の利用はあるか。

事業担当課：ホームスタート事業は、まだ外国籍の方にあまり浸透していないが、NPO 法人はんどいんはんどから、外国籍の家庭にも対応できるようなボランティアを養成していきたいという話を聞いている。ファミリー・サポート事業は現に外国籍の方の利用がある。

委 員：ファミリー・サポート事業を利用している外国籍の方は日本語ができる方か。

事業担当課：援助会員も同じ国籍の方をお願いした。

委 員：援助会員の平均年齢はどのくらいか。

事業担当課：60 代が多いという印象だが 40 代の方もいる。

委 員：何かあったときのための保険の加入はどのようなか。

事業担当課：市で保険に加入している。

会 長：ファミリー・サポート・センターはどこに設置しているのか。

事業担当課：子ども家庭課内に設置している。

会 長：利用促進も兼ねた子育て支援施策を PR する冊子はあるか。

事業担当課：いわくら子育て情報という冊子を公共施設等で配布している。昨年度こどもまんなか応援サポーター宣言をしたので、ライフステージ順に子育て支援を一目

できる。

会 長：市が作成したのか。

事業担当課：はい。

会 長：地元の NPO が市から委託を受けて子育て情報誌を作成する際、父親向けの子育て手帳も必要であるという議論になり実際に作成したという事例が他市にあった。市役所とは一味違うやり方をするので、こういうことをやってみませんか、市から NPO や地域に問いかけることがあってもよい。

この事業の充実が子育てしやすいまちづくりのために重要だという認識でこれからも頑張っていたきたい。

【資料 6】に基づき、須藤統括主査より説明

(第 22 条)

会 長：まちづくりという言葉は、協働安全課のほかにも都市計画の部署が使うなど、様々な部署が様々な観点で使っているため、各課が縦割りで地域に入ることによって混乱が生じることがある。「持続可能な地域づくりに向けて、地域コミュニティ支援策や地域支援のあり方の方向性を見出していく」ためには、まちづくりという言葉が岩倉市ではどういう言葉として使うのか、市と市民で共有することが必要であり、それを見いだすのが未来寄合である。今年度の未来寄合はどのように取り組んでいるのか。

事務局：6 月に 2 回ワークショップを開催し、本日の夜に第 3 回目のワークショップを開催する。ワークショップでは、4 つのチームでトライアル活動を企画しており、これから秋にかけて実践する。また、フォーラムを開催することで取り組み内容を共有することも予定している。

会 長：地域の課題を自分たちでどのように解決していくか、その方策を検討するということで、次回、開催結果を聞かせてほしい。

次回会議日程 8 月 1 日（金）14 時から 第 2 ・ 3 委員会室